

社会福祉法人森の子ども 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森の子ども(以下「当法人」という)の役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬・賞与・退職手当・通勤手当及び旅費等(以下「報酬等」とする)について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表の通り報酬等を支給することができる。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、賞与及び退職手当は支給しない。

ただし、理事会で認められた者については、支給することができる。

2 当法人職員で役員等である者については役員報酬等は支給しない。但し、理事長及び業務執行理事については、理事会が認めた場合は支給することができる。

3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うことができるものとする。

ただし、解任の場合には、支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じた定めとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当及び旅費等については、職員給与規程・旅費規程に準ずる額

但し、乗用車による送迎付き役員または法人所有自動車の貸与を受けている役員等には、通勤手当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第4条 第2条2項について、別表4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じた定めとする。

- (1) 報酬については、職員給与規程に準じた日とする。
- (2) 賞与については、職員給与規程に準じた日とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に、支給する。
- (4) 会議に出席した報酬は、その都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入により処理を行う。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項が生じた場合は、理事長が理事会の決議を経て、実施する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

報酬の総年額は、事業活動収入予算の8%以内とし、予算理事会に於いて決定する。

常勤とは、週に3日以上勤務する者をいう。それ以外の者を非常勤という。

- ・常勤理事長 事業活動収入予算の3%以内
- ・常勤業務執行理事 事業活動収入予算の2%以内

上記の範囲内で予算理事会において決定する。

- ・非常勤役員等

会議への出席 一回 10,000円

その他、法人業務及び施設業務のための出勤 一日 10,000円

別表 2 (役員等の賞与)

別表1に基づく報酬年額を12で割った月額(千円未満四捨五入)×施設職員と同率

別表 3 (役員等の退職手当)

別表1に基づく最終報酬年額を12で割った額(千円未満四捨五入)×在任年数(1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ、端数月数は12で割った年数とする)×国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率

別表 4 (職員給与との併給)

第2条2項に基づく役員報酬は、合算額が別表1に規定する範囲内であること。